

平成 25 年 9 月 17 日

経済戦略局総務部総務課担当係長、市従公園支部書記長との予備交渉及び事務折衝

(局)

- ・これより予備交渉を始める。まず、交渉に関する事項について説明する。
- ・総務部施設整備課（設備担当）の 2 名の職員について、9 月 17 日時点で、一月の時間外労働が 30 時間を超える見込みとなっていることから、時間外労働の限度時間の延長について協議願いたい。

(支部)

- ・本件については、引き続き事務折衝の場において協議を行うことを求める。

(局)

- ・では、引き続き事務折衝を始める。
- ・先ほど説明した総務部施設整備課（設備担当）における時間外労働については、平成 26 年度からの新たな事業公募のため、スポーツ施設指定管理者の公募を行うこととしているが、9 月中の募集要項配布に向けた資料作成に伴う一時的な繁忙によるものである。

(支部)

- ・支部としては、今回の時間外労働が生じた理由については、やむを得ないものと考えている。
- ・時間外労働の命令にあたっては、職員の健康状態に十分配慮するとともに特定の職員に業務負荷が集中することのないよう、担当内における業務の進め方等について所属長が都度注視するよう要請する。

(局)

- ・担当内での業務の進め方については、当該の所属長へ要請し、職員の健康状態については今後とも配慮していきたい。
- ・以上をもって事務折衝を終了し、本交渉は行わないものとする。